



2024年7月24日

各位

会社名 プロパティデータバンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 武野貞久
(コード番号: 4389 東証グロース)
問合せ先 常務取締役 管理部門管掌 大田 武
(TEL. 03-5777-3468)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月24日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,428株
(3) 処分価額	1株につき1,370円
(4) 処分価額の総額	41,686,360円
(5) 処分予定先	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 28,970株 当社の従業員 5名 1,458株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年6月25日開催の定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、年額30,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、各事業年度において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限につきまして34,000株とすること及び譲渡制限付株式の譲渡期間として割り当てを受けた日から3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

その後、2023年6月22日開催の第23期定時株主総会において、支給対象となる取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に変更すること、支給する金銭報酬債権を年額30,000千円以内から年額100,000千円以内に変更すること及び割り当てる譲渡制限付株式の上限につきまして34,000株から51,000株に変更することをご承認いただいております。また、2024年6月25日開催の第24

期定時株主総会において、支給対象となる取締役に対する譲渡制限期間を「割当てを受けた日から3年間」から「割当てを受けた日から当社取締役を退任するまで」に変更することをご承認いただいております。

当社は、2020年6月25日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員（以下、対象取締役を含めた総称として「対象取締役等」といいます。）に対しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

本日、当社取締役会の決議により、対象取締役4名に対し金銭報酬債権合計39,688,900円、当社の従業員5名に対し金銭報酬債権合計1,997,460円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式30,428株を割当てることといたしました。なお、対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）

当社の取締役：2024年8月23日（割当てを受けた日）から当社取締役の退任時まで
当社の執行役員又は従業員：2024年8月23日（割当てを受けた日）～2027年8月22日
本譲渡制限期間は、割当てを受けた対象取締役等は、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役を退任した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、譲渡制限期間満了の時期に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた執行役員又は従業員が、本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役等が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役を退任した時点において、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社は、これを当然に無償で取得します。

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた執行役員又は従業員が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社

の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,370円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上